2011年 8月25日 第1037号 1

茨城の教育

telephone 029-305-3075 facsimile 029-305-3317

/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

定時制高校の《自校方式給食》完全実施を求める署名

定時制高校においては、食育 基本法および夜間過程を置く高 等学校における学校給食に関す る法律にのっとり、「自校方式」 での学校給食が実施されてきた。 給食は、経済的理由等により1

日3回の食事をとれない生徒が リー化1)への転換を提案してい 半数以上いる定時制過程の在学 のとなっている。

外部委託宅配弁当方式(「デリバ 署名運動を開始した。■

ることに対し、「茨城の定時制通 者にとってはとりわけ重要なも 信制教育を語ろう会(為我井節 代表)は、自校方式の存続を求 茨城県教育委員会が昨年来、 める茨城県議会議長あての請願

学校現業職員の学校教育法による法制化を求める署名

学校現業職員は、学校教育法 において「その他の必要な職員 をおくことができる」(第60条) と規定されるにとどまり、教職が横行している。 員定数法による各学校への配置 定数の定めすらない。

このため、「財政難」を口実と した正規採用停止・退職後の不 補充・配置人員削減さらに民間 もとづき、総務省が自治体に対

委託化が全国的傾向となってい してい現業職員の給与引き下げ る。民間委託が先行実施された 他県では、違法な「偽装請負」

の「仟用替」の強要のほか、非 正規雇用が多くを占める「民間」 の低賃金状況との不当な比較に

を求めるなど、任用・賃金の水 準引き下げ圧力が強まっている。

茨城県高等学校教職員組合も さらに、現業職から事務職へ 加盟する日高教(日本高等学校 教職員組合) 現業職員部は、現 業職員の法制化と待遇改善等を 求める文部科学大臣あての請願 署名運動を開始した。■

〈はたらくみんなの WORK WORK 講座〉

9月3日(土) 13:30 開会 - 4日(日) 14:00 閉会 筑波ふれあいの里 (つくば市臼井 2090-20 ☎ 029-866-1519)

第1講座 講師 日本原子力研究開発機構労働組合 岩井 孝さん

"教えて、放射線のこと一原発に頼らない生活ってあるんじゃない?"

講師 茨城県労働組合総連合 榊原 徹さん 第2講座

"えっ?ちがうの? 国の狙う地域主権とみんなの描く地域主権って"

バーベキュー交流会(3日夕食) そば打ち体験(4日昼食)

○参加費 5000円

○申込先 茨城県高等学校教職員組合書記局

猿島高校で校内放射能ホットスポットを除染

高教組の測定結果を受け、衛生委員会で協議しただちに実施





茨城県高等学校教職員組合古 河支部が発行する『古河支部 ニュース』(2011年度第5号、 2011年8月) に掲載された記事 「猿島高校で放射性物質の除染作 業を行いました」を転載します。

衛生委員会が開かれ、生徒と教が参加しました。 職員の健康と安全を守るために、 放射性物質の除染作業について 計画が立てられました。これ に基づいて前号でお知らせした 「ホットスポット」である格技場 および部室周りの雨樋下を対象 にした除染作業が行われました。 まず、8月4日(木)に、坂東 市から借りた線量計(堀場製作 所製 PA-1000 Radi)を 使って、再度測定を行い、前回 の測定値〔7月26日、茨城県 高等学校教職員組合による〕の 確認を行いました。結果、やは り高い線量が(最高値は 2.95 μ Sv/h) 確認されました。

これを受けて、8月8日(月) 9:00-11:30 に作業を行いま した。作業に当たるのは、でき るだけ50歳以上の教職員がい いだろうということになり、ボ ランティアを募って校長・教頭・ 事務長を含む50歳代5名、40 猿島高校で8月3日(水)に 歳代2名、30歳代2名の計9名

> 作業に際しては、全員が学校 用意のマスク、ゴム手袋を着用 しました(使用後はポリ袋に詰 めて土砂とともに処分)。

最初に地表面の線量を測定・ 記録し、12ケ所の雨樋下のおお むね50 c m四方の土や苔をス コップで約3 c m~30 c m掘 り下げ、その後再度線量の計測・ 記録を行いました。掘り取った 土砂等はポリ袋に詰めて、線量 を測り、その数値をマジックペ ンで袋に記載しました(0.7~ れ続けていることも考え合わせ $2.5 \mu \text{ Sy/h}$

搬車で学校敷地隅に設けた仮置 われます。■

場に運び、70~80cm ほど掘 り下げた 1.5 m四方の穴に、線 量の高い袋を下にして積み重ね、 上から土をかけて保管しました。 この場所は後日ブルーシートを かけた上で、テープを張り立ち 入り禁止にすることとしました。

この作業の結果。地表面線量 は当初の約3分の1から8分の 1程度の 0.6 ~ 0.2 μ Sv/h まで 低下しました。

今回の除染作業は、線量が特 に高く「放射線管理区域」や「個 別管理区域」に相当するような 場所に限定しました。しかし、 生徒・教職員の健康を考えて、 できるだけ外部被曝や、同線量 でも外部被曝の数百倍もの悪影 響が指摘される内部被曝を防ぐ ために、また福島第1原発から 依然として放射性物質が放出さ ると、今後とも定期的な線量測 最後に袋詰めした土砂等を運 定などの対応が必要であると思

除染せず屋外活動制限下で「1mSv 達成見込」強弁

文部科学省原発推進部局による積算被曝線量測定のトリック

はやばやと「1mSv」達成宣言

文部科学省は原子力緊急事態発生 から約3か月経過した6月以降、福島県内の合計1641か所の保育所・幼稚園・小中高校・特別支援学校に1台ずつ放射線積算線量計(富士電機製、Dose-iy)を配布し、教職員に身につけさせて幼児・園児・児童・生徒の登校時から下校時までの被曝量を測定している。最初の1か月分の集計結果から、次のとおり結論づけている(/radioactivity.mext.go.jp/ja/1370/2011/07/1307691_0722.pdf)。

測定の結果、教職員が受けた 積算線量(時間平均)は、 $0 \sim$ 1.4μ Sv/h で推移しており、全 体の平均値は 0.1μ Sv/h であっ た。学校滞在時間を 1 日 8 時間、年間 200 日と仮定すれば、 平均では年間約 0.2 m Sv(約 0 \sim 約 2.2 m Sv)の線量を受け ることが予測される。

最小の値が「0」というのはありえない。それはともかく、はじめの 1 か月の測定結果だけですぐさま学校における外部被曝の年間平均はわずか 0.2 mSv にとどまるのだと宣言してしまうのは拙速だろう。「20 mS v/年、学校で $3.8~\mu$ S v/時間」の放射線被曝を許容する通達(4月19日付け「暫定的考え方」)に国内外から激しい批判が巻き起こったが、計ってみたら「20 mS v」のたった 100分の 1 に過ぎぬ!「今年度の学校での被曝線量 1 mS vをめざす」とした 5月27日の文部

科学大臣の約束の成就はほぼ確実だ! 文部科学省が安堵の胸をなでおろして、ほくそ笑む姿が目にみえるようだ。SPEEDIと WSPEEDIによる放射性物質拡散予測を公表せず、3月15日から2週間にわたった激烈な放射性物質の降下の事実を隠蔽して数千万人の国民の被曝をひきおこした文部科学省は、何の反省もしないどころかひきつづき情報操作をおこなっているのだ。

文部科学省の計算は、学校以外の 地域社会・家庭での生活をまったく 捨象していること、学校に関しても 「年間 200 日」は実態より 1 割以上 少なめであるうえ、屋内での被曝量 を校庭の「10 分の 1」と過小に見 積もっていること、給食による内部 被曝も、吸入による内部被曝も一切 度外視し外部被曝だけを考慮したも のであることについては、前回指摘 した(本紙第 1036 号)。今回の集 計にあたってはそれらに加えて、次 のようなトリックが施されている。

不適当なサンプリングと統計操作

(1) 児童・生徒等の被曝線量を 測定するというなら、全員は無理と して最低でも一校あたり数十人の児 童・生徒の事例を測定すべきだろう。 しかし文部科学省は、たった1名の 「児童生徒等の行動を代表するよう な教職員」に持たせるという妥当性 のない手法を取った。

(2)集計表には1か月間の測定総時間数と建物外にいた時間数が記されているのだが、多くの学校で測定者らは、ほぼ一日中鉄筋コンクリー

ト造の校舎内にいたようだ。

屋外活動が禁止ないし制限されているからであろう。短期間ならいざしらず、数か月あるいはそれ以上にわたる「屋内退避」(?)措置の結果としてもたらされる被曝線量の低減は、除染活動など被曝原因そのものを取り除く措置によるものではない。屋外活動の制限は、あくまで緊急の一時的措置であり、長期的な被曝軽減政策と同様のものとして評価することはできない。当然ながら「学校での被曝線量1mSvをめざす」ことを目的としてとられた措置の結果として評価することはできない。

文部科学省は、放射性物質の大量 放出のあった3月後半、少なくとも 東日本全域においてとるべきであった「屋内退避」措置を正当な理由な く回避しておきながら、いまごろに なって除染措置を怠るための口実 として利用している。文部科学省に とっての「屋内退避措置」は日本国 民の被曝回避のためではなく、行政 機関のメンツをたてるための方便な のだ。日本国政府は原子力緊急事態 への対処を根本的に誤っている。

(3) 屋外活動が禁止ないし制限されている学校以外の、一切制限のない学校であっても、6月の1か月間の屋外活動がわずか数時間という例が目立つ。ゼロという学校も少なくない。極めて不自然なデータである。

じつは調査がはじまった6月の時点で、教職員組合に対して「ほとんど職員室にいる教頭が線量計を持っている。これでは調査の意味がない」との指摘があった。全事例が教頭だったわけではあるまいが、屋外活

動時間の少なさは歴然としている。 今回の測定は、「児童・生徒の行動 を代表」しているものとは到底いえ ない。

(4) 計算方法もおかしい。積算線量(μ S v)を積算時間で割って「 μ S v)を積算時間で割って「 μ S v)時間」で表示されているが、小数点以下 1 位までしか表示しない。そして「0.1」の学校がたいへん目立つのである。「0.11」から「0.14」を四捨五入で切り捨てて「0.1」にしているのである。その一方で「0.08」とか「0.09」は、四捨五入で繰り上がり「0.1」となるはずなのに、そのまま「0.08」「0.09」と表示している。小数点以下の有効数字が一桁の学校と二桁の学校が混在するおかしな表になっている。

資料が pdf 形式になっていて、表計算ソフトウェア(MS Excel など)を使って再計算できないようにしてある。全部入力し直して計算しないと確実なことは言えないが、小数点以下第二位が繰り上がった件数より、切り捨てになった件数の方が多いだろう。結果を小さくするためのセコい作為である。平均値とされる「0.1 μ Sv/h」には問題があり、有効性が疑われる。

(5) 放課後や週休日(土曜、日曜)の扱いは不明である。教頭が携帯する事例があるくらいだから、平均的にサンプリングされているとは思えない。集計表を一瞥した限りでは、多くの学校で除外されているものと推測される。結果的に、屋外で長時間にわたり部活動をおこなう生徒の被曝は一切考慮されないことになる。室内でじっとしている児童・生徒(?)になりきった教員ばかりの不自然なデータである。

隠しきれない事実

ところが時として真実のデータが まぎれ込むことがある。

福島県立富岡高等学校は、福島第 一原発から半径 20km 圏内の「警戒 区域」、すなわち避難指示が出され 立入禁止区域となっている双葉郡富 岡町にあった。現在同校は、福島県 立福島北高校(福島市)·福島県立 光南高校(西白河郡矢吹町)·福島 県立猪苗代高校(耶麻郡猪苗代町)・ 福島県立磐城桜が丘高校(いわき市) の4高校に分散して移転している。 一括移転が不可能なためにいくつか の学校に分割して間借りしているの だ。これを「サテライト方式」とい う。「サテライト方式」とは衛星放 送を使った遠隔授業のことではな い。このほか、学校間連携校である 静岡県立三島長陵高校における「JFA アカデミー福島」に移った生徒もい る (www.tomioka-h.fks.ed.jp/index. html)

福島市飯坂町にある福島北高校で は屋外活動が1日あたり2時間まで に制限されている。積算線量計を携 帯した福島北高校の教員は1か月の あいだにわずか2時間35分間、屋 外にいただけという。生徒であれば もう少し時間が長いだろう。線量計 を携帯した教員は、およそ生徒を「代 表」するような生活パターンとは言 えない。ところが、線量計を預けられた富岡高校国際スポーツコースの 「サッカー」の担当教員は、じつに 64 時間 30 分間屋外にいた。 1 か月 間の測定時間数も 198 時間と並外 れて長いから、週休日に出勤した分 が算入されているのかもしれない。 授業のほか放課後にもサッカーの指 導にあたっているに違いない。積算 被曝線量は87μSvで、1時間あた りは 0.44 μ Sv と目立って高い線量 となっている(集計表上は「0.4」)。 従って、133 時間 30 分は屋内に

いたことになる。屋内の線量は福島 北高校の教員のデータからみて0.10 μ Sv/h 程度だろう。これを差し引 くと富岡高校の教員は、福島北高校 の校庭で 1.15μ Sv/h 程度の放射線 による外部被曝を受けていたことに なる。ここで重要なのは、校庭で運 動している教員と生徒は、巻き上げ られた放射性物質を呼吸により吸入 していることである。 1.15μ Sv/h の放射線による外部被曝のほかに、 吸入した放射性物質による内部被曝 も受けているのだ。以上が、富岡高 校の生徒の被曝量に相当する妥当な 数値とみてよいだろう。

さまざまの疑問

福島県庁が 6 月上旬に実施した測定によると福島北高校の校庭の放射線量は 1.7μ Sv/h である(www. pref.fukushima.jp/j/monitaring. school0707.pdf)。これは例の文部科学省指定「サイコロの五の目」方式によるものである。すなわち校庭の 5 か所の高さ 1 m の測定値である。これと比べると文部科学省が1641 校に配布した富士電機の個人積算線量計「Dose-i y」は、かなり低めの数値を示している

そういえば概ね 0.1μ Sv/h 以下となっている室内の数値も中高度汚染地域である福島県内の数値としては、ずいぶん低めである。中程度の汚染地域である茨城県の県央から県南での数値とほぼ同様かむしろ低めの数値である。 前述の四捨五入のトリックも関係しているが、「Dose-iy」の傾向なのかもしれない。

以上のとおりの事実を踏まえて、今回の文部科学省の個人積算線量計測定による「平均 0.1 μ Sv/h、年間 0.2mSv」との断定について判断する必要がある。■